

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

八街市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県八街市

3 地域再生計画の区域

千葉県八街市の全域

4 地域再生計画の目標

本市は、明治初期以来の先人たちの努力により築いてきた開拓の歴史と豊かな自然環境、そして千葉県北部のほぼ中心に位置し、東京都心から 50 km 圏内、成田国際空港へは 10 km 圏内という恵まれた立地条件から発展を続けてきた。

本市の人口は、昭和 63 年から平成 6 年頃まで毎年 5～7% と全国上位の増加率を示していたが、増加率は徐々に減少し、国勢調査の結果では平成 17 年の人口 75,735 人をピークに令和 2 年には 67,455 人と減少傾向になっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 27 年には 45,262 人となる見込みとなっている。

年齢 3 区分別人口の割合をみると、平成 17 年から令和 2 年までの 15 年間で年少人口は 15.6% から 9.4%、生産年齢人口は 69.1% から 59.2% と減少する一方で、老年人口は、同期間において 15.2% から 31.4% と急速に増加している。今後もしばらくの間、この少子高齢化の傾向は進展していくことが見込まれている。

自然動態をみると、出生数は、平成 26 年で 400 人であり、近年、減少傾向で推移している。一方、死亡数は平成 26 年で 699 人であり、近年、増加傾向で推移している。平成 20 年までは出生数と死亡数が同程度で推移していましたが、平成 21 年以降は、死亡数が出生数を上回る“自然減”となっている。令和 2 年は出生数 258 人、死亡数 782 人と▲524 人の自然減となっている。また、合計特

殊出生率は令和元年に 1.07 と国・県水準より低い数値となっている。

社会動態をみると、転入者数は、平成 24 年で一時は増加するものの、平成 26 年の 2,504 人と全体的に減少傾向にある。転出は、平成 22 年から平成 25 年まで減少傾向でしたが、平成 26 年には増加に転じている。平成 22 年以降すべて転出超過の傾向となっており、令和 2 年は転入者数 2,202 人、転出者数 3,603 人と▲1,401 人の社会減となっている。

特に、若年層（15-29 歳）は就業機会などを理由に首都圏を中心に転出超過（令和 2 年：1,401 人減のうち 1,207 人減が若年層（15-29 歳）、転出超過全体の約 86%）であり、これに伴う出生者数の減（平成 17 年：515 人、平成 22 年：504 人、平成 27 年：381 人、令和元年：318 人）も人口減少の主要因のひとつとなっている。

本市の魅力は自然豊かな環境によるところが大きいが、それは基幹産業である農業と密接な関係を有している。北総台地の優良な農地に恵まれた、関東有数の畑作地帯である本市は、落花生をはじめとした露地野菜や施設野菜・酪農等を中心とした畑作経営地帯としての作目は多様性に富み、平成 30 年市町村別農業産出額(推計)では県内第 4 位、落花生をはじめとした豆類の産出額は全国第 1 位に位置し、首都圏の食糧供給基地として発展している。しかしながら、この農業生産を担っている総農家数は減(平成 17 年：1,577 戸、平成 22 年：1,472 戸、平成 27 年：1,386 戸)の傾向にあり、農業構造を見ると、都市化の発展とあいまった専業農家の兼業化や農業後継者不足、高齢化といった問題が顕在化している。また、離農者の増加に伴い、耕作放棄地は増加傾向(平成 17 年：106 ha、平成 22 年：116 ha、平成 27 年：184 ha)にあり、本市の魅力である自然環境の景観を損なう要因のひとつとなっている。

このように人口減少や少子高齢化という人口構造の変化は、働き手の減少や地域の稼ぐ力の損失といった地域経済の衰退に直接的に影響しているだけでなく、本市の大きな魅力である人と自然が共生する生活環境についても失われるという弊害が生じる要因にもなっている。

これらの課題に対応するため、本計画では、本計画期間において下記の政策分野ごとに次の 4 つの基本目標を掲げ、重点的に取り組むことにより人口減少の

克服、人口構造変化への対応、地域経済衰退の打破を目指すものである。

- ・基本目標 1 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、全世代活躍のまちづくり
- ・基本目標 2 「住みたい」「訪れたい」と感じるまちづくり
- ・基本目標 3 人と産業を育み、安定した雇用を創出するまちづくり
- ・基本目標 4 人と人がつながり、安全・安心に暮らせるまちづくり

【数値目標】

5-2の①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する地方版総合戦略の基本目標
ア	合計特殊出生率	1.07	1.07以上	基本目標 1
ア	65 歳における平均自立期間	男性 16.47 年 女性 19.16 年	男性 16.47 年以上 女性 19.16 年以上	基本目標 1
イ	人口の社会増減 (転入・転出数の差)	-617 人	-617 人以上	基本目標 2
イ	年間観光入込客数	160,827人	215,520人	基本目標 2
ウ	起業する法人の年間件数	70件	70件以上	基本目標 3
ウ	農業産出額	2,310千万円	2,310万千円以上	基本目標 3
エ	ボランティア登録人数	717人	840人	基本目標 4
エ	自主防災組織設立数	20団体	45団体	基本目標 4
エ	自主防犯組織設立数	14団体	16団体	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

八街市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、全世代活躍のまちづくり事業

イ 「住みたい」「訪れたい」と感じるまちづくり事業

ウ 人と産業を育み、安定した雇用を創出するまちづくり事業

エ 人と人がつながり、安全・安心に暮らせるまちづくり事業

② 事業の内容

ア 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、全世代活躍のまちづくり事業

地域全体で妊婦や子育て家庭への切れ目のないサポートを行う環境づくりに努めるとともに、出産や育児に関する不安の解消、子育てサービスや母子保健サービスを充実するなど、子どもたちの健やかな育ちを支援するための事業。また、子どもたちの生きる力を育む学校教育や地域への愛着を育む教育の推進により、子どもたちの健全な育成に取り組むための事業。

誰もが心も体も健康でいきいきと生きがいをもって自立した生活が送れるようにするため、健康・福祉の取組を充実させるとともに、子どもから大人まで各世代の市民が生涯学習やスポーツに親しむことができる環境を整えるための事業。

(具体的な事業)

- ・多世代交流推進事業
- ・結婚支援事業
- ・出産・子育て支援事業
- ・教育・健全育成支援事業 等

イ 「住みたい」「訪れたい」と感じるまちづくり事業

移住定住を促進するため、移住定住に対する優遇措置の実施や定住促進住宅リフォーム工事補助事業の活用など、移住定住者のニーズに応じ

る取組を進めるとともに、本市の魅力を広く効果的に発信するための事業。

本市への来訪者を増やし、農業をはじめとした体験型の観光などまちの魅力を実体験してもらい、U・I・Jターンにつなげるとともに、地域資源を活かした「やちまた」ブランドを確立するための事業。

(具体的な事業)

- ・関係人口の創出・拡大事業
- ・交流拠点の機能強化事業
- ・移住・定住促進事業 等

ウ 人と産業を育み、安定した雇用を創出するまちづくり事業

安定的、効率的な農業経営の確立をめざし、農地の有効活用や農業の担い手育成など、本市の特色を活かした安全で新鮮な農産物の地産地消や地元事業者との連携による6次産業化、ブランド化を推進する事業。

若者や女性をはじめ、高齢者、障がいのある人などを含めたあらゆる人々が社会で活躍できるよう支援するための事業。

(具体的な事業)

- ・人材育成・就労・雇用の促進事業
- ・地域産業の活性化事業 等

エ 人と人がつながり、安全・安心に暮らせるまちづくり事業

市民の生命や財産を守り、安全で快適な生活を実現するため、自助・共助・公助の連携、地域のネットワークづくりなど、地域力や都市の安全性を強化する取組を推進するための事業。

子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で、人との絆を深めながら市民一人ひとりが生きがいを持って安心して暮らせるよう、地域とともに支えあうまちづくりを推進するための事業。

市民サービスの向上を図るとともに、将来に渡って持続可能なまちづくりを推進するための事業。

(具体的な事業)

- ・安全・安心なまちづくりの推進事業
- ・協働・自治のまちづくりの推進事業

・持続可能で快適なまちづくりの推進事業 等

※なお、詳細は八街市総合計画 2015 後期基本計画（第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略）のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,300,000千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度8月、事業実施後に「まち・ひと・しごと創生本部有識者会議」の関与を得るとともに、議会の理解を得ながら事業内容を検証し、必要に応じて事業内容の見直しや改善を図る。

【外部組織の参画者】

産：八街商工会議所、千葉みらい農業協同組合八街支店

官：八街市教育委員会

学：千葉大学

金：株式会社千葉銀行八街支店、株式会社京葉銀行八街支店

労：公益財団法人千葉県産業振興センター

言：株式会社広域高速ネット二九六

市民(学識)：教職経験者

市民(福祉)：八街市社会福祉協議会

市民(地域)：川上郵便局

市民(協働)：八街市保健推進委員会

【検証結果の公表の方法】

外部組織の検証結果を踏まえ、内部組織にける検証及び議会に報告するとともに市ホームページ等で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025年3月31日まで